成年被後見人の死後における財産管理事務

一成年後見人であった者による財産管理事務継続について-

蓮 田 哲 也

序章 はじめに

第2章 各制度の概観 ― 意義・財産管理事務の範囲・期間―

第1節 死後事務委任契約

第2節 善処義務(654条)

第3節 事務管理

第4節 相続財産の管理(918条2項、3項)

第3章 成年被後見人の死亡後の成年後見人であった者による財産管理事務

第1節 成年後見人であった者の職務の範囲

第2節 財産管理事務の範囲

第3節 財産管理事務の期間

第4節 まとめ

終章 むすびに

序章 はじめに

成年後見人は、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態お よび生活の状況に配慮して、生活、療養看護および財産の管理に関する事 務を、善良な管理者としての注意をもって行なわなければならない(民法 858条(以下、民法の条文を引用する場合には単に条数のみを引用する)、 896条による644条「受任者の注意義務」の準用)。しかも、成年後見人は 当該事務処理のために成年被後見人の財産につき広範な財産管理権を有し

ている(859条1項)⁽¹⁾。この財産管理権は、成年被後見人の財産の価値が 損なわれないように維持し、また財産の性質が変わらない範囲でこれを利 用するという事実上の行為のみならず、当該財産に関して法律行為を行な う法定代理権をも包含している⁽²⁾。そして、成年被後見人の死亡により、 成年被後見人に対する成年後見人の職務権限は原則として消滅する。すな わち、成年被後見人の死亡は後見の終了原因であるので(後見登記8条1 項)⁽³⁾、成年被後見人の死亡に伴い、成年後見人は成年被後見人の財産に関 する事実行為ならびに代理行為を原則として行なうことができなくなるこ ととなる。したがって、成年被後見人の死亡によって、成年後見人が成年 被後見人に対する財産管理の権限を喪失すると、原則として、当該財産は 成年被後見人の相続人によって管理されることとなるので(882条、918 条1項)、その相続人はこれまで成年後見人が管理してきた成年被後見人

⁽¹⁾ 成年後見人による事務遂行に際して行なわれる財産管理事務は、財産の管理行為および成年後見人の事務遂行に必要な処分行為を含むとされる(新井誠ほか編『成年後見制度―法の理論と実務[第2版]』(有斐閣、2014年)97頁(赤沼康弘執筆))。また、成年被後見人は意思能力を欠如していることが通常であるが、これらの事務遂行にあたって成年後見人が尊重しなければならない成年被後見人の意思には、好悪の感情など多様な内容も含まれることもある。そのため、成年後見人は本人の意思を尊重して事務遂行にあたらなければならないが、本人保護の必要性との関係から、回復し得ない大きな損害を生じさせるおそれがある行為については取消権を行使しなければならないとされる(新井誠ほか編・前掲書109頁(赤沼康弘執筆))。

⁽²⁾ この後見人の財産管理権は、原則として広範な代理権を含んでいるものの、法律によって一部の行為が制限されている(859条2項による824条[財産の管理及び代表]ただし書の準用、860条による826条[利益相反行為]の準用、859条の3[成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可]など)。

⁽³⁾ 成年後見の終了には、成年後見そのものが終了する「絶対的終了」と、後見そのものは終了しないものの後見人が欠けた状態となる「相対的終了」とがある。絶対的終了原因として、成年被後見人の死亡や失踪宣告、後見開始審判の取消しなどがあるとされ、相対的終了原因として、成年後見人の死亡、成年後見人の辞任(844条)・解任(846条)・資格喪失(847条)などがあるとされる(於保不二雄=中川淳編『新版注釈民法(25)親族(5)改定版』(有斐閣、2004年)462、463頁(佐藤義彦執筆)、新井誠ほか編・前掲注(1)150頁(森徹執筆))。

の財産の引渡しを成年後見人に請求することができる(4)。

ところで、成年被後見人の相続人が直ちに当該財産を引き受けることが できない場合もある。たとえば、成年被後見人の相続人が遠隔地に住んで いるため、直ちには対応することができない場合や、相続人が確定してい ないので成年後見人であった者が誰に財産を引き渡せばよいのか明確でな い場合などが考えられる。このような場合、相続財産が適切に管理されな いこともあり、その結果として、成年被後見人の相続人・債権者などが不 測の損害を被るおそれは十分にあろう⁽⁵⁾。そこで、こうした事態を回避す るため、成年後見人であった者が成年被後見人の死亡後も、一定期間同人 の財産管理等を行なう可能性を検討することが必要であろう。なぜなら、 成年後見人であった者は、成年被後見人の生前に同人の財産管理等を行 なってきた者であるから、場合によっては、成年被後見人の生前から存す る債権債務につき適切に対処することができることがある、と思われるか らである。

この点について、成年被後見人の死亡後に成年後見人であった者が行な

⁽⁴⁾ この点については、新井誠ほか編・前掲注(1)153頁以下(森徹執筆)、が詳しい。 また、成年後見人は、例えば、後見終了の通知(874条による655条「委任終了の対 抗要件] 準用)、後見終了の登記の申請(後見登記8条1項)、管理の計算(民法870 条) などをも、成年被後見人の死亡に伴い行なわなければならない。これらについ ては、本稿では詳細に扱うことができないが、西山正寛ほか「実務家が直面する死 後の事務に関わる問題点 | 実践成年後見10号(2004年)26頁以下、新井誠ほか編・ 前掲注(1)150頁以下(森徹執筆)、を参照されたい。

^{(5) 905}条は、共同相続人の1人が相続開始から遺産分割までの間にその相続分を第三 者に譲渡することができることを認め、他の共同相続人はその価額および費用を償 還してその相続分を取り戻すことができる旨を定めている(谷口知平=久貴忠彦編 『新版 注釈民法 (27) 相続 (2) [補訂版]』(有斐閣、2013年) 277頁以下(有地亨・ 二宮周平執筆))。このように、共同相続人は自己の相続分を第三者に譲渡すること が民法上許されていることから、相続人による相続財産の管理(918条1項)が適切 に行なわれないことで、不測の損害を被るのは相続人に限られないことが明らかで ある。

うことのできる財産管理事務としては、死後事務委任契約⁽⁶⁾や成年後見人の善処義務(874条による654条の準用)、事務管理(697条以下)、家庭裁判所による相続財産の管理に必要な処分(以下、「相続財産の管理」という。)(918条2項、3項)、遺言執行者(1006条以下)、という民法上の諸制度が考えられる。しかし、これらの制度を用いて成年後見人であった者が成年被後見人の死後に財産管理事務を行なえるとしても、これらの財産管理事務に相違があるのか、あるとしたらいかなる相違があるのかについて、必ずしも十分に検討してこなかったように思われる。

そこで、本稿では、被相続人である成年被後見人の死亡後において同人の成年後見人であった者が成年被後見人の財産管理事務をする場合、利用する制度によって当該事務にいかなる相違が生じるのかを検討することにする。その際、複数の相続人のいる被相続人が信託を設定することも遺言をすることのないまま後見開始の審判を受け、その審判後も依然として事理弁識能力でを欠いている常況にあり、意思無能力の状態が継続し、そのような精神状態で死亡した、という場合を念頭に置くことにする。したがって、本稿では、後見開始の審判後に遺言をしたり信託を設定しても、そのような行為は無効となることから、遺言および信託は検討の対象とはならないことになる。そこで、本稿では、死後事務委任契約や成年後見人の善処義務、事務管理、相続財産の管理、という民法上の制度を利用して

⁽⁶⁾ ただし、死後事務委任契約については、遺言制度との競合問題や委任の終了事由として委任者の死亡が653条1号に規定されているため、このような契約自体が認められるのかという問題があり、これについて先行研究が多くある(河野信夫「任意後見契約と生前及び死後事務委任契約について」公証法学33号(2003年)29頁、松尾知子「遺言以外の死後の意思実現-死因贈与と執行者、死後事務委任、負担付(死因)贈与」野田愛子=梶村太市編『新家族法実務大系 第4巻-相続[II]-遺言・遺留分-』(新日本法規出版、2008年)336頁、橋本恭宏「委任契約の余後効―高度高齢化社会における死後の事務処理の委託と委任契約の終了について―」清水曉ほか編『遠藤浩先生傘寿記念 現代民法学の理論と課題』(第一法規、2002年)401頁、など)。

⁽⁷⁾ 意思能力と事理弁識能力との関係性については、村田彰「意思能力と事理弁識能力」 赤沼康弘編『成年後見制度をめぐる諸問題』(新日本法規出版、2012年)28頁以下、 を参照されたい。

成年後見人であった者が行なうことのできる相続財産の財産管理事務につ いて検討する。まず、各制度につき、意義、財産管理事務の範囲および期 間を概観する。ついで、成年後見人であった者がこれらの制度を利用した ときの当該財産管理事務を検討・比較することで、どのような相違が存す るのかについて明らかにする⁽⁸⁾。

第2章 各制度の概観 ―意義・財産管理事務の範囲・期間― 第1節 死後事務委任契約

1 死後事務委任契約の意義

死後事務委任契約とは、委任者本人が受任者に対して、自己の死後の葬 祭や住まいの整理などに関する事務につき代理権を付与して死後の事務を 委任し、本人死亡後にこれを実現しようという契約である⁽⁹⁾。後見が成年 被後見人の死亡によって原則として終了し、また、遺言が法定の遺言事項 以外の事項を内容とすることはできないことから(大阪高裁昭和44年11 月17日判決・下民集20巻11·12号(1969年)82頁)⁽¹⁰⁾、これらの制度をカ

- (8) なお、成年被後見人の死亡後においては、葬儀などの宗教的儀礼が問題となる場合 もある。しかし、これらは、民法(897条「祭祀に関する権利の承継])のみならず 戸籍法や墓地、埋葬等に関する法律などの多くの法分野に及ぶものである。本稿で は、成年被後見人の死亡後における同人の成年後見人であった者による財産管理事 務につき、利用する民法上の制度にいかなる相違が存するのかを検討の対象として いることから、葬儀などの宗教的儀礼については別稿に譲ることとする。
- (9) 死後事務委任契約は、契約法、相続法、遺言法という3つの法理が関連する特殊 な契約であるとも言及されている(遠藤英嗣「任意後見契約における死後事務委任 契約の活用―契約の流れと契約にあたっての留意点を中心に―| 実践成年後見38号 (2011年) 30頁以下)。また、家庭裁判所による後見開始の審判がなされる前におい ては、成年被後見人となる者を委任者、同人の成年後見人となる者を受任者、とし て死後事務委任契約を締結することができるように思われる。これに対して、家庭 裁判所による後見開始の審判がなされた後に成年被後見人と成年後見人との間で死 後事務委任契約が締結することのできるのかは、成年被後見人の精神能力の程度を 考えてみると、一般的に困難を伴うように思われる。
- (10) 遺言事項として、認知(781条2項)、未成年の子の後見人・後見監督人の指定 (839条, 848条)、一般財団法人設立のための意思表示(一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律152条2項)、遺贈(964条)、相続人の廃除またはその取消し(893

バーする契約類型として死後事務委任契約が考えられる(11)。

この契約は、委任者死亡後の事務処理を主たる内容とした委任契約であるので、委任契約は委任者の死亡によって終了することが653条1号に定められているにも関わらず⁽¹²⁾、委任者死亡後の事務処理を主たる内容とした死後事務委任契約が有効であるかが一応問題となる。しかし、死後事務委任契約の有効性に関して、最高裁判所は、死期を悟った高齢者が死亡間際および死後に関する事務処理を委託した後に死亡した事案において、委任契約の内容・性質・契約締結時の諸事情から、委任者の死亡後も委任が終了しない旨の当事者の合意を包含する趣旨のものというべきであり、このような合意の効力を653条の法意が否定することはなく、委任は終了しないと判示している(最高裁平成4年9月22日判決・金法1358号(1993年)55頁)⁽¹³⁾。そうすると、死後事務委任契約の射程が不明確との指摘や、相続法の脱法行為に該当するおそれがあるとの指摘はあるが、私的自治の原則ないし意思自律の原則から、この契約は承認されるべきであ

- (11) 黒田美亜紀「死後の事務における故人の意思の尊重と相続法秩序」法学研究93号 (2012年) 49頁。
- (12) また、代理権も本人の死亡により消滅することが111条1項1号に定められている。
- (13) この事件は、死期を悟った高齢者である委任者が、受任者に対して、委任者名義の預金通帳、印章および引き出した金員を交付し、入院中の諸費用の支払い、葬式を含む法要の施行とその費用の支払い、入院中に世話になった知人に対する謝礼の支払いなどを内容とする委任契約であった。委任者死亡後に、受任者が委任の内容に従って行動したところ、委任者の相続人が被相続人と受任者との間の契約不存在を主張し、委任事務の有効性について争った事案である。この判決は、委任契約は委任者が死亡したとしても有効である場合があることを判示したものであり、判例研究が多くなされている。例えば、岡孝「判批」判タ831号(1994年)38頁、円谷峻「判批」NBL539号(1994年)53頁、河内宏「判批」リマークス9号(1994年)58頁、など。

条,894条) 相続分の指定または指定の委託(902条)、特別受益者の持戻免除(903条3項)、遺産分割方法の指定または指定の委託および遺産分割の一時的禁止(908条)、相続人相互間の担保責任の指定(914条)、遺言執行者の指定または指定の委託(1006条)、遺留分減殺の方法の指定(1034条ただし書き)がある。これらの他に、信託の設定(信託法2条)、祖先祭祀主宰者の指定(897条1項ただし書き)、生命保険金受取人の指定(商法675条)も認める見解もあるとされる(木幡文徳ほか編『講説親族法・相続法「第2版]」(信山社、2007年)282頁(宗村和広執筆))。

る(14)。

2 死後事務委任契約における財産管理事務の範囲

委任者と受任者との間で死後事務委任契約が締結されていた場合、委任 者が死亡したとしても、当該契約の特約により、受任者は継続して事務処 理を行なうことができる。このとき、受任者に委ねられる事務の範囲は、 原則として、契約によって決せられるが、委任者の意思の尊重と委任者の 相続人との利害関係をも顧慮して検討されなければならない。すなわち、 委任者が受任者に委託した事務は、常に委任者の相続人の利益となるわけ ではない。この点につき、死後事務委任契約を締結した当事者の意思は、 委任者の死亡後においても契約は有効なものとして、死後の事務を受任者 に処理させようとするものであるから、委任者の相続人も当該契約に拘束 されると考えられている⁽¹⁵⁾。すなわち、委任者の死亡を契約の終了原因と することはできず、また、死後事務委任契約は委任者の死亡後も有効であ ることから、その契約当事者としての地位は相続の対象であるが、委任者 の相続人も当該契約に拘束されると考えなければ意味をなさないという。 そうすると、相続財産とともに委任者としての地位をも承継した相続人で あっても、当該契約を尊重することを前提とし、相続人による任意解除権 が制限されると解されるべきである。

⁽¹⁴⁾ 谷口聡「委任者死亡後の委任契約の効力」高崎経済大学論集52巻2号(2009年) 15頁、黒田美亜紀「死後事務委任の可能性―その有効性と委任の承継、解除権行使の基準について―」明治学院大学法科大学院ローレビュー18号(2013年)31頁など。また、死後事務委任契約と構成することなく、負担付死因贈与契約(554条)として構成することも可能であることが指摘されている(金山直樹「判批」判タ852号(1994年)68頁)。この構成は、被相続人が生前に受任者に世話のための財産を託しているのは、受贈者に世話をすべき義務を負担させた負担付贈与であるとする。これに対して、世話という性質上、これに要する期間や費用等を事前に正確に予想することが困難であることを鑑みれば、死後事務委任として構成し、当該財産を当該事務処理費用として確保し、受任者が必要に応じて費用償還や報酬請求をする方が簡潔かつ明快であり、被相続人の意思や現実の必要性に合致するとの見解が存する(黒田・前掲書「死後事務委任」39頁)。

⁽¹⁵⁾ 遠藤・前掲注(9)31頁。

なお、死亡した委任者が受任者に委託した事務が、委任者の相続人にとって不利益なものであったり長期間にわたる内容であったりすると、委任者の死亡に伴い同人の法的地位を相続人が承継するにもかかわらず、同人の意思に反して被相続人の意思に則った契約に拘束されることとなる点が問題となろう。この点につき、相続人は、当初の委任者たる被相続人と同様に任意解除権を有するが、場合によって、相続人は任意解除権が制限されているという見解が存する。すなわち、相続法理を意識し、死後事務委任契約の内容が相続人の遺留分を実質的に侵害する場合にのみ、委任者の相続人の任意解除権が認められるという見解がある(16)。

また、下級審判決例ではあるが、檀家の寺院とは異なる寺院の住職に対する委任者の死後における同人の写真の永代供養につき死後事務委任契約が問題となった東京高裁平成21年12月21日判決(判時2073号(2010年)32頁)では、「委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者は、自己の死亡後に契約に従って事務が履行がされることを想定して契約を締結しているのであるから、その契約内容が不明確又は実現困難であったり、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が加重であるなど契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含する趣旨と解することが相当である。」と説示している。この判決によれば、委任者の意思を尊重することを前提とし、委任者の相続人にとって過大な負担を強いる場合、委任者の相続人の任意解除権が認められることとなる(17)。

⁽¹⁶⁾ 力丸祥子「判批」法学新報101巻11・12号 (1995年) 191頁以下、黒田・前掲注 (14) 「死後事務委任」31頁、など。また、厳格な方式を要求する遺言制度を容易に脱法することを認める委任契約は認められないという説も唱えられている(河内・前掲注 (13) 58頁以下)。

⁽¹⁷⁾ なお、吉政教授は委任者の死後に履行が行なわれる予定の委任契約には、東京高 裁平成21年12月21日判決で言及された判断基準が妥当しないという。なぜならば、 私的自治の原則も、生前に有していた財産の処分を越えて、自らの地位を承継する

以上のことから、死後事務委任契約の受任者に委ねることができる財産 管理事務は、委任者が受任者に委託した事項に関連したものに限られるこ ととなると考えられる。したがって、死後事務委任契約によって委託され た内容を逸脱していたり、委任事務を懈怠していたり、さらに委任者の相 続人にとって過大な負担を強いると評価される場合、委任者の相続人に任 意解除権が認められることとなる。

3 死後事務委任契約の期間

上述の通り、原則として、死後事務委任契約は、契約を尊重して当初の 契約内容に則った事務の完了まで継続することとなろう。しかし、死後事 務委任契約の内容から委任者の相続人に任意解除権が認められる場合に は、その相続人による解除権行使によって契約は終了することがあるとい えよう。その場合、死後事務委任契約は終了し、相続財産の財産間管理権 は、原則として、相続人に帰属することとなる(918条1項)。

第2節 善処義務(654条)

1 善処義務の意義

654条は、「委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、 受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若し くは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な 処分をしなければならない。」と定めている。ここでの「必要な処分」を なす義務は「善処義務」といわれる(18)。 善処義務は委任契約の終了の際に

相続人にのみ義務を負わせる契約を締結したり、同様の状態をもたらす遺言を被相 続人がする権限は認められないからであるという。それゆえ、負担付(死因)贈与 と性質決定できる場合や、契約を締結した者が生前に義務の履行を終えており、相 続人が義務を負うことはないといった事情がない限り、被相続人が締結した委任契 約に相続人を拘束することは認められないという。(吉政知広「判批」リマークス42 号(2011年)25頁)。

(18) 654条に定められている必要な処分をなす義務については、その呼称が論者に よって異なり、応急処分義務、緊急処分義務、応急措置義務、などが用いられてい る。最高裁では654条で定められている義務についてその名称を明らかにしていない が、本稿では、最高裁まで争われた2つの事件の原審(福岡高裁昭和58年6月14日 限られず、法定後見の終了に際しても、同条が準用されることから (874条)、成年被後見人の死亡によって後見が終了したとしても、急迫な事情があるとき、成年後見人は必要な処分をなす義務を負う⁽¹⁹⁾。

654条によると、善処義務の発生要件は、「急迫な事情」であるとされる。同条の適用について判断した判決例はいくつか存在するが、発生要件である「急迫な事情」については個別具体的に判断されてきたように思われる⁽²⁰⁾。また、さいたま地裁平成15年6月30日判決(労判859号(2004年)21頁)は、傍論ながら、「委任者において直ちに事務を処理できない場面に、受任者が事務の処理を中止することによる委任者の不測の損害を避ける必要性があること」という急迫な事情の判断基準を初めて示した⁽²¹⁾。善処義務の発生要件である急迫な事情について今後検討する上で参考となろう。

判決・行集34巻6号(1983年)1005頁、東京高裁平成16年12月1日判決・金判1260号(2007年)48頁)で用いられた「善処義務」という呼称を便宜上用いることとする。

- (19) 成年後見人は成年被後見人の意思の尊重し、成年後見人の地位および役割から成年後見人にふさわしい事務の高度化が図られなければならない。したがって、成年後見人の善処義務を論じるに際しては、その地位および役割に応じて、委任契約上の善処義務とは異なる処理がされるべきである。しかし、紙幅の関係上、この点についての更なる検討については別稿に譲らなければならない。
- (20) これまでに善処義務が認められた代表的な判決例として、東京地裁昭和38年4月19日判決(判タ145号(1963年)116頁)や福岡高裁平成14年4月19日判決(金法1676号(2003年)58頁)を挙げることができる。本稿ではこれらの事案について詳細に言及することを避けるが、いずれにしても、裁判所は「急迫な事情」を具体的な事実関係から判断し、「急迫な事情」の具体的内容を必ずしも示していないように思われる。なお、善処義務は認められなかったものの、成年後見人の善処義務について争われた事案として、東京地裁平成22年12月28日判決(金法1948号(2012年)119頁)がある。この事案の詳細については、拙稿「判批」実践成年後見60号(2016年)89頁、を参照されたい。
- (21) 本件は、経営権譲渡契約の解除通知が新旧経営陣の双方からなされ、旧経営陣から新経営陣に経営権の引渡しが求められていたときに、新経営陣が従業員を解雇した事案であった。さいたま地裁は、この状況下においては新経営陣の経営に対する包括的委任は解除されており、かつ、善処義務を認めるような不足な損害を受ける事情が存しないことから、急迫な事情は認められず、新経営陣による従業員の解雇は無効である、と判示した。

2 善処義務による財産管理事務の範囲

受任者が行なわなければならない善処義務の内容について、654条は「必 要な処分 | とのみ規定しているが、その範囲は不明確である。これにつ き、受任者は必要な処分だけすればよく、委任契約が存続していれば行 なわなければならないであろう事務処理までは必要ないとする見解があ る⁽²²⁾。同条には 「必要な処分をしなければならない | と定められているた めに、善処義務の範囲は従来の義務よりも限定的に解することもできる。 しかしながら、必要な処分は事案毎に検討が必要であり、受任者は何をし なければならないかが不明確である事案も想定できるように思われる。そ のような場合には、受任者は委任者側(委任者および委任者死亡によって 委任契約が終了したときには委任者の相続人などを含む)から特別な指図 があるまでは、従来の委任事務の実行または委任事務の引き継ぎに向けら れた準備ないし清算を目的とした委任事務の実行を必要な処分として認め ることで対処することができると考えられる。なぜなら、委任契約の存続 擬制が認められており、善処義務の範囲として考えられる従来の委任事務 の実行や委任事務の引き継ぎに向けられた準備ないし清算を目的とした委 任事務の実行は、従来の委任契約の枠内にとどまることは明らかであるこ とから、受任者側が非難されることはなく、更に委任者側から要請があっ た場合にはじめて、委任者側の要請に従えば良いと考えられるからであ る⁽²³⁾。

以上のことから、善処義務で受任者が行なわなければならない財産管理 事務の範囲は、場合によっては、従来の委任事務の実行や委任事務の引き 継ぎに向けられた準備ないし清算を目的とした委任事務の実行に関係する 範囲となるが、いずれにせよ従前の委任事務の範囲内であれば、その限り

⁽²²⁾ 稲本洋之助ほか編『民法講義5 契約』(有斐閣、1982年) 279頁(能見善久執筆)。

⁽²³⁾ 同旨、吾孫子勝『委任契約論』(厳松堂、1917年)130頁以下。なお、善処義務に ついて詳細は、拙稿「委任契約における急迫事務処理義務―ドイツ法理論を参考に して一 | 法学研究論集42号 (2015年) 245頁以下、を参照されたい。

で引き続き委任事務に関する財産の処分および管理をしなければならない こととなる。

3 善処義務の期間

善処義務がいつまで存続するのかについては、委任契約が当事者間の信 頼関係に基づくということのみならず、委任事務についての委任者側の利 益状況を把握している受任者に委任事務を継続させることで、委任契約終 了によって委任者側が負う不利益という危険を回避する、という善処義務 の趣旨から考えなければならない⁽²⁴⁾。そうすると、委任者側が委任事務を 処理することができるようになるか、他の代替的処理の手配をすることが できることとなるまでと解される。また、危険状態を脱する以前に委任者 側が任意解除権を行使することで、善処義務を終了させることができるか については検討を要しよう。この点につき、委任者側に任意解除権を認め ることは困難であると考えられる。なぜならば、上述の通り、善処義務は 委任者側に存する利益関係の危険状態を回避することを目的としている が、委任者側が任意解除権を行使するのは、委任者側で当該事務処理を行 うことができる状態に至ったためと解されるからである。すなわち、委任 者側が、善処義務の一環として受任者側が行っている事務処理を、任意解 除権の行使によって排除することができるのは、既に危険状態を脱してい る場面ということとなり、この場面においては受任者側の善処義務が終了 していると解される。また、受任者側が善処義務の一環として行っている 事務処理につき、委任者側が種々の要請を行うことができるのは、未だに 委任者側が事務処理を行うことができない状態にあり、受任者側に当該事 務処理を行わせることが正当と認められる状態にあるからと解される。換 言すれば、受任者側に対して委任者側が当該事務処理につき種々の要請を 行うことができるは、未だに委任者側が危険状態を脱していないため、受 任者側は善処義務を負っている状態にあるからといえよう。

⁽²⁴⁾ 拙稿・前掲注(23)262頁以下を参照されたい。

以上のことから、委任者側の利益関係の危険状態を脱した時まで善処義 務は存続することとなる(25)。

第3節 事務管理

1 事務管理の意義

事務管理とは、委任その他の契約または法律の規定によって義務を負担 していないにも関わらず、事務管理者が他人のために管理する意思を有 して、他人の事務を管理する行為である(697条)⁽²⁶⁾。すなわち、事務管理 は、死後事務委任契約や善処義務と異なり、従前の契約関係に基づかず に利用可能な制度である⁽²⁷⁾。また、事務管理は本人の利益・意思に反する ことが明白でないことが成立要件として考えられており、これは、本人の 自己決定権および財産管理の自由はできるだけ尊重すべきであるとの考え や、管理開始後において管理の継続面での本人の意思または利益に反す るのが明白でない事を700条が要求していることとの均衡から導き出され る⁽²⁸⁾。このように、事務管理者は、契約関係なくして本人の利益または意 思に反することが明白でない限りで、事務処理を行なうことができる。

2 事務管理による財産管理事務の範囲

事務管理者は、本人の利益に最も適合する方法で事務の管理をしなけれ ばならないが(697条1項)、従前の法的関係に影響を受けず、急迫な事

- (25) なお、委任者の死亡後に第三者に利益を与える旨の委任事務の実行により委任者 の相続人の利益が害される場合には、契約内容から委任者の死亡によって委任契約 は終了せず、委任契約は存続すると考えられており、その結果、善処義務は問題と ならないこととなろう(石田穣『現代法律学講座13 民法V(契約法)』(青林書院、 1982年) 362頁、三宅正男『現代法律学全集9 契約法(各論)下巻』(青林書院、 1988年) 1020頁以下、鈴木禄弥『債権法講義(4訂版)』(創文社、2001年) 675頁)。
- (26) 潮見佳男『基本講義 債権各論 I 契約法・事務管理・不当利得 第2版』(新世社、 2009年) 283頁。
- (27) 谷口聡「委任者死亡後の委任契約の効力とその法益の保護|高崎経済大学論集56 巻 4 号 (2014年) 56頁。
- (28) 高木多喜男ほか著『民法講義6 不法行為等』(有斐閣、1977年)13頁以下(高木 多喜男執筆)、潮見・前掲注(26)『債各 I 』286頁以下。

情にかかわりなく事務を実行できる。このとき、事務管理者が行なうことができる事務は、代理権限の定めのない代理人の権限の範囲を定めている103条に即して考えられているが、事務管理が成立するならば処分行為も可能であると考えられている⁽²⁹⁾。

以上のことから、事務管理で事務管理者が行なうことができる財産管理事務の範囲として、103条に定められた本人の財産の管理行為、場合によっては処分行為も含まれるということとなる。

3 事務管理の期間

事務管理者は、いったん事務の処理を開始した以上、本人、その相続人または法定代理人が管理することができるに至るまで、事務処理を継続しなければならない(700条本文)⁽³⁰⁾。また、管理行為の継続が本人の意思に反したり、本人の不利益となることが明らかとなったとき、管理者は直ちに管理行為を中止しなければならない(同条ただし書き)。

第4節 相続財産の管理(918条2項、3項)

1 相続財産の管理の意義

上述したように、被相続人の死亡後、原則として、相続人自身が被相 続人の財産を管理しなければならないと民法は定めている(918条1項、 926条1項、940条1項など)。相続人が単独である場合には問題とならな いが、相続人が複数存在する場合には問題となる。というのも、相続人が 単独であれば相続財産は同人の固有財産として扱うことが認められよう が、相続人が複数人存在する場合には、相続財産は全相続人の共有となり

⁽²⁹⁾ 事務管理が認められる場合であっても、事務管理者に対し積極的に処分権限が認められるのではなく、あくまで当該処分行為の違法性が阻却されるに過ぎないとされる(谷口知平編『注釈民法(18)債権(9)』(有斐閣、1976年)251頁以下(金山正信執筆))。

^{(30) 701}条により、事務管理に654条が準用されることからも明らかなように、本人、 その相続人または法定代理人が管理することができるに至ったとしても、急迫な事 情が存する場合には、当該事務管理を継続しなければならないこととなる。

(898条)、財産管理をなす相続人が管理困難ないし不適任であることも考 えられるからである。このような事態に際し、家庭裁判所が、利害関係人 (相続人を含む)や検察官の請求により、相続財産の保存または管理に必 要な処分を命ずることができ、その一環として相続財産の管理人を選任す ることができる、ということを民法は定めている(918条2項)⁽³¹⁾。

2 相続財産の管理による財産管理事務の範囲

家庭裁判所によって選任された相続財産の管理人は、相続人の法定代理 人と解されている(918条 2 項 $)^{(32)}$ 。その権限については、相続財産そのも のを管理する権限を有し、103条の範囲を超える場合には家庭裁判所の許 可を要する(918条3項、28条)。さらに、委任の規定の準用により、善 良なる管理者の注意をもって管理事務の処理を行なわなければならない (家事審判法16条による644条「受任者の注意義務」の準用)(33)。

以上のことから、相続財産の管理人が行なうことのできる財産管理事務 の範囲は、103条に定められた範囲での相続財産の管理行為、場合によっ

- (31) 918条2項に従って、家庭裁判所が相続財産の管理人を選任したとき、相続財産 の管理人の遺産管理権限と相続人の遺産管理権限との整合性、すなわち、家庭裁判 所によって相続財産の管理人が選任さると、相続人の遺産管理権限が制限されるの かが問題となる。この点について、本稿では詳細に論じることを避けるが、谷口知 平=久貴忠彦編『新注民(27)』・前掲注(5)488頁(谷口知平・松川正毅執筆)、水 野紀子=窪田充見編『財産管理の理論と実務』(日本加除出版、2015年)306頁(床 屋文雄執筆)、等を参照されたい。
- (32) 斎藤秀夫=菊池信夫編『注解家事審判法 改訂版』(青林書院、1992年) 243、244 頁 (稲田龍樹執筆)。918条3項は、家庭裁判所によって相続財産の管理人が選任さ れた場合には、27条から29条までの規定を準用する旨を定めており、同管理人は28 条によって103条の適用を受けることになるので、同人は相続人の法定代理人と解さ れている。なお、同人はあくまで相続人の法定代理人であり、同人が自己の名で管 理行為をすることができないとされる。これは相続財産について訴訟となったとき に重要である。918条2項ではなく、936条1項に基づき家庭裁判所によって選任さ れた相続財産の管理人が問題となった事案ではあるが、同人は相続財産の管理人で あるが、936条2項は「相続人のために、これに代わって」と定めているので、相続 人全員の法定代理人として管理行為を行なわなければならないという最高裁判決が ある(最高裁昭和47年11月9日判決・民集26巻9号(1972年)1566頁)。
- (33) 谷口知平=久貴忠彦編『新注民(27)』・前掲注(5)486頁以下(谷口知平・松川 正毅執筆)。

ては、家庭裁判所の許可を得ることで処分行為なども含まれることとなる。

3 相続財産の管理の期間

家庭裁判所によって選任された相続財産の管理人は、相続人が承認または放棄するまでの間、相続財産を管理しなければならない(915条以下)⁽³⁴⁾。また、家庭裁判所は、いつでも、選任した管理人を改任することができ、さらに、管理人はその任務を自ら辞することができる(家事審判規則32条)。したがって、管理人は家庭裁判所によって選任されてから熟慮期間の間、家庭裁判所が管理人を改任するまで、または管理人がその任務を辞するまでに限って相続財産を管理することができるに過ぎない⁽³⁵⁾。

第3章 成年被後見人の死亡後の成年後見人であった者による財産管理事務 第1節 成年後見人であった者の職務の範囲

成年被後見人の死亡後に成年後見人であった者が、死後事務委任契約、 善処義務、事務管理、相続財産の管理という民法上の制度を利用して相続

- (34) 熟慮期間については、裁判所による期間の伸長が可能である(家事事件手続法201条、同法別表第1の89)。なお、熟慮期間経過後から遺産分割がなされるまでについては、民法は規定を欠いている。この期間の相続財産の管理人については、家事審判法および家事審判規則に2つの場合についてのみ規定が存する。①遺産分割審判を申し立てた場合に、審判前の保全処分として選任される場合(家事審判法15条の3第1項、家事審判規則106条1項(家事審判規則23条1項準用))、②遺産分割審判のために遺産の競売または換価が命じられる場合に選任される(家事審判法15条の4第1項、家事審判規則107条)である。
- (35) なお、財産分離の場合を除き (941条以下)、複数の相続人が単純承認をした後の相続財産の管理義務について定めている規定はない。共同相続の場合に、相続財産が各相続人に具体的に帰属するまでの間、どのように管理すべきかについて問題となる。この点について、保存行為については単独で、それ以外の管理行為については持分による過半数で決定し (252条)、変更行為については全員の一致で行なう(251条)こととなるとされ、遺産管理者については家事審判法や家事審判規則に基づいて処理がなされるとされる (松尾知子「相続財産の管理 ―相続人による管理と各種相続財産管理人の権限―」野田愛子=梶村太市編『新家族法実務大系 第3巻 相続 [I] ―相続・遺産分割―』(新日本法規出版、2008年)41,42頁)。

財産の財産管理事務を行なうとき、いずれにせよ善良な管理者の注意を もって事務処理を行わなければならないが⁽³⁶⁾、用いる制度によって同人に よる事務処理の範囲および期間は異なると解される。

成年後見人であった者が死後事務委任契約、事務管理、相続財産の管 理、を用いて財産管理事務を行なう場合、成年被後見人の死亡に伴って成 年後見人としての権限を喪失し、新たな権限のもとで財産管理事務を行な わなければならない。すなわち、死後事務委任契約を用いる場合には、成 年後見人としてではなく、同契約の受任者としての権限を有することとな り、その権限は同契約によって定められることとなる。また、事務管理を 用いる場合には、従前の法的関係に影響を受けない事務管理者としての権 限を有することとなるが、その権限は本人の利益に最も適合する方法で事 務の管理を行なうものにとどまることとなる。最後に、相続財産の管理を 用いる場合には、家庭裁判所に選任された相続財産の管理人としての権限 を有することとなるが、その権限は相続財産の保存または管理に必要な処 分に関するものに限られることとなろう。これに対して、成年後見人で あった者が善処義務を用いて財産管理事務を行なう場合、成年被後見人 の死亡後も善処義務の範囲内に限り、成年後見人としての権限は継続す る⁽³⁷⁾。すなわち、上述したように、善処義務においては従前の法律関係の

⁽³⁶⁾ 成年被後見人の死亡後に成年後見人であった者が相続財産の財産管理事務を行な うにあたり、死後事務委任契約を利用するときには644条が適用され、善処義務を利 用するときには869条により644条が準用され、事務管理を利用するときには他人の ためにしているので当然に(谷口知平=甲斐通太郎編『新版注釈民法(18)債権(9)』 (有斐閣、1991年) 229頁(金山正信執筆))、相続財産の管理を利用するときには家 事審判法16条により644条が準用されるので、いずれの制度を利用したとしても、 成年後見人であったものは善管注意義務を負うこととなる。なお、緊急事務管理の 場合には698条により、善管注意義務が軽減されることとなる。

⁽³⁷⁾ 成年後見人であって者が善処義務の一環として財産管理事務を行なう場合、成年 後見人という法的地位を喪失しておらず、成年後見人としての代理権を有している と考えられる。しかし、このとき成年後見人が誰の代理人であるかについては検討 しなければならないであろう。すなわち、成年被後見人の死亡後に、成年後見人が 善処義務の一環として財産管理事務を行なうとき、成年被後見人は既に死亡してい ることから、成年後見人は誰の代理人として法律上構成するのかが問題となる。し かし、この点についての更なる検討については別稿に譲ることとする。

存続擬制が認められるため、その限りで、成年後見人であった者は成年被 後見人の生前時と同様の権限を有することとなる。

このような職務の範囲から導き出された権限の相違は、上述してきた財産管理事務に大きな影響を与えることとなると考えられる。換言すれば、財産管理事務は、同事務を行なう者の職務の範囲に応じた範囲および期間とならなければならないと考えられる。以下では、成年後見人であった者が成年被後見人の死亡後において財産管理事務をする場合における財産管理事務の範囲、財産管理事務の期間という点に着目し、利用する制度によって、いかなる相違が存するのかについて検討を行なうこととする。

第2節 財産管理事務の範囲

成年後見人であった者が、成年被後見人の死亡後も引き続き財産管理事務を継続するために上記の制度を用いるとき、いずれにせよ成年後見人であった者は財産管理事務として相続財産の管理行為および処分行為をすることができる。しかし、用いる制度によって成年後見人であった者の職務の範囲が異なることから、財産管理事務の範囲が異なると考えられる。この点に着目し、制度毎に考察することとする。

1 死後事務委任契約

成年被後見人と同人の成年後見人との間で死後事務委任契約が締結されていたために、成年被後見人の死後に同人の成年後見人であった者が相続 財産につき財産管理事務を行なう場合、原則として、その事務の範囲は締結した契約内容に限られることとなる。

なお、成年後見人であった者が、死後事務委任契約によって相続財産に つき財産管理事務を行なう場合、その事務の範囲は締結した契約内容に限 られるといえども、この契約によって委託された財産管理事務の全てが行 なわれるとは限らない。このことは、成年被後見人の相続人の任意解除権 との関係から明らかである。すなわち、上述したように、相続財産ととも

に委任者としての地位をも承継した成年被後見人の相続人は被相続人であ る成年被後見人によって締結された当該契約を尊重しなければならない が、委任者の地位を承継した成年被後見人の相続人にとって受任者による 事務処理が不合理な内容、特に成年被後見人の相続人の遺留分を実質的に 侵害する内容である場合、同人による任意解除権が認められると解され る(38)。そのため、成年被後見人の相続人にとって死後事務委任契約の内容 が過大な負担を強いるものである場合には、死後事務委任契約で委託され た財産管理事務は成年被後見人の相続人による解除権行使によって排除さ れる可能性がある。

2 善処義務

成年被後見人の死亡によって急迫な事情が存するとして、成年後見人が 負う善処義務の一環として相続財産の財産管理事務を行なう場合、その内 容は、原則として、必要な処分に限られることとなる。

善処義務によって行なわなければならない必要な処分は、場合によって は、従来の委任事務の実行または委任事務の引き継ぎに向けられた準備な いし清算を目的とした委任事務の実行をすれば足ると解されるが、ここで の善処義務は、成年後見制度や善処義務の趣旨から検討しなければならな い。成年後見制度は、自己決定の尊重の理念と本人保護の理念との調和を 図ることを目標とされており、成年被後見人の生前は、同人の「意思を尊 重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮し| て種々の事務を成 年後見人が行なわなければならない(858条)。しかし、常に成年被後見 人の意思に従わなければならないものではない⁽³⁹⁾。すなわち、成年後見人 は成年被後見人の意思を尊重するが、成年後見人の地位および役割から成

⁽³⁸⁾ 反対説があることについては、前掲注(16)を参照されたい。

⁽³⁹⁾ 本人保護の必要性との関係でどこまで本人の意思を尊重するかを決定しなければ ならず、遊興のための支出であっても本人の意思が強ければある程度認めなければ ならないが、回復し得ない大きな損害を受けるおそれのある行為については取消権 を行使してでも中止させなければならないとされる(新井誠ほか編・前掲注(1)97 頁(赤沼康弘執筆))。

年被後見人の意思に必ず拘束されるものではなく、成年後見人にふさわしい事務を行なわなければならないと解される (40)。これに対し、654条における善処義務は、委任契約の終了によって委任者側に不測の損害を生じさせないために認められる義務である。そのため、成年被後見人の死亡によって成年後見が終了するときに善処義務が認められるのは、成年被後見人側、特に成年被後見人の相続人に不測の損害が生じうる危険性が存するためである。

このように考えると、善処義務による財産管理事務は、成年後見人として従前より行なってきた適切な財産管理事務と同一であるとは限らないこととなる。すなわち、ここで認められる財産管理事務の内容は、上述のような危険の回避に向けられており、相続財産を相続人に引き継ぐまでの財産管理に限られると解される。

3 事務管理

成年後見人であった者が事務管理者として成年被後見人の死亡後において相続財産の財産管理事務を行なう場合、その内容は、成年被後見人の相続人の利益に最も適合するものに限られることとなる。

上述したように、事務管理者は本人の利益に最も適合する方法で事務の管理をしなければならない(697条1項)。すなわち、事務管理は、本来ならば他者への干渉という違法な行為を、当該行為が本人の意思・利益に適合する点をとらえ、民法は本人と事務管理者との間に委任に類似する特殊な債務関係を認めているに過ぎない。この点を鑑みれば、成年被後見人の死亡によって相続財産は成年被後見人の相続人が承継するのであるから、成年後見人であった者が事務管理者として相続財産を管理する場合、事務管理における本人とは当該相続財産が帰属することとなる成年被後見人の相続人であり、同人の利益に最も適合する方法で管理しなければなら

⁽⁴⁰⁾ ここでの財産管理事務がどのような内容にまで及ぶのかについては裁判例の蓄積が待たれるところであり、更なる検討については別稿に譲ることとする。

ないこととなる。なお、成年被後見人の相続人の利益となるように行動し なければならず、これに反する財産管理事務は違法な行為として扱われる こととなる。

4 相続財産の管理

成年後見人であった者が918条2項に従って家庭裁判所によって相続財 産の管理人に選任されたことで相続財産の財産管理事務を行なう場合、そ の内容は客体の性質を変えずに現状の財産状態の悪化を防ぐことに限られ ることとなる。

上述したように、利害関係人にとって相続財産の管理状態が同人の利害 に影響を及ぼすようなとき、利害関係人や検察官の請求により、家庭裁判 所が相続財産の保存に必要な行為の一環として相続財産の管理人を選任す ることができる。相続財産の管理人は相続財産の保存に必要な行為とし て、相続財産そのものを管理する権限を有し、103条の範囲を超える場合 には家庭裁判所の許可を要する(918条3項による28条「管理人の権限] の進用)。すなわち、相続財産の財産状況の悪化を防ぐ管理行為および家 庭裁判所に許可された処分行為に限定されることとなる。

5 各制度の相違点

死後事務委任契約、善処義務、事務管理および相続財産の管理という民 法上の制度を用いて、成年後見人であった者が、成年被後見人の死亡後も 引き続き財産管理事務を行なう場合、いずれにしても、管理行為および処 分行為が認められることとなる。しかし、制度によって財産管理事務の範 囲が異なる。すなわち、財産管理事務の範囲は、死後事務委任契約を用い る場合には当該契約内容、善処義務を用いる場合には必要な処分、事務管 理を用いる場合には相続人の利益に最も適合する内容、相続財産の管理を 用いる場合には相続財産の財産状況の悪化を防ぐもの、に限られることと なると解される。

これらの相違は、各制度で認められる職務の範囲の相違から導き出され

ると考えられる。まず、死後事務委任契約においては、当該契約を締結し ていたとしても委任者の死亡後において当該契約を締結したことが無意味 化してしまうことを防ぐことが重要であり、ここで認められる権限は契約 内容に限られることとなろう。このため、成年後見人であった者は、当該 契約内容の範囲で財産管理事務を行なうことができることとなる。つい で、善処義務においては、急迫な事情の存在が発生要件であり、成年被後 見人側、特に成年被後見人の相続人に不測の損害が生じうる危険性が存す るため、引き続き成年後見人であった者による財産管理事務が認められ る。このことから、成年後見人であった者には、相続財産を相続人に引き 渡すまで生じうる危険を回避するのに必要な処分に限って、権限が認めら れることとなる。また、事務管理においては、権利義務関係が認められな くとも他者の財産への干渉が認められるのは、当該行為が本人の意思・利 益に適合するためであり、この範囲に限って事務管理者は権限を有するこ ととなる。このため、成年後見人であった者は、相続財産が帰属する相続 人の利益に最も適合する内容に限って財産管理事務を行なうことができる こととなる。最後に、918条2項に従った相続財産の管理は、利害関係人 にとって相続財産の管理状態が同人の利害に影響を及ぼすようなとき、相 続人が確定するまで相続財産の現状を保存するための暫定的な管理とし て、利害関係人等の請求により家庭裁判所が管理人を選任することで認め られる⁽⁴¹⁾。このため、成年後見人であった者が管理人に選任された場合に は、相続人が確定するまでの相続財産の現状を保存するのに必要な範囲に 限って権限が認められることとなる。

なお、善処義務と相続財産の管理とでは、その財産管理事務の範囲が類似しているように思われる。すなわち、両制度は、相続財産の財産状況の悪化という危険性が存することから、財産管理事務権限を認めているとい

⁽⁴¹⁾ 東京家庭裁判所身分法研究会編『家事事件の研究(2)』(有斐閣、1973年)327、328 頁(野田愛子執筆)。

う点で類似している。しかし、両制度が同列に扱われるのではない点には 注意が必要であろう。918条2項に従った相続財産の管理は、利害関係人 または検察官の請求によって家庭裁判所が選任しなければならないが、こ れに対して、善処義務の場合には家庭裁判所による選任手続を要しない。 すなわち、相続財産の財産状況の悪化という危険性が存するという点では 類似しているが、善処義務は急迫な事情の存在が発生要件であり、家庭裁 判所による選任手続を経ていたのでは相続財産の減少が生じるおそれがあ ることから、成年後見人として適切な財産管理事務であると認められる内 容であるならば成年後見人による相続財産の処分行為は広く認められると 考えられる。これに対して、相続財産の管理による相続財産の処分行為は 相続財産を減少させないという目的であっても、急迫な事情が存しない ため、家庭裁判所による許可を要し(918条3項による28条「管理人の権 限〕の準用)、同人による相続財産の財産管理事務は保存行為を主とする ため、きわめて限定されると考えられる⁽⁴²⁾。

第3節 財産管理事務の期間

成年後見人であった者が相続財産の財産管理事務を行なう場合、その範 囲が異なるように、財産管理事務を継続しなければならない期間もまた異 なる。

1 死後事務委任契約

死後事務委任契約において、成年後見人であった者は、原則として、成 年被後見人の死亡後から当該契約内容に応じた委任事務の実現まで財産管 理事務をしなければならないと考えられる。

死後事務委任契約における受任者である成年後見人であった者は、成年 被後見人死亡後から当該契約の内容に従った財産管理事務を開始すること となる。また、上述したように、委任者である成年被後見人が既に死亡し

⁽⁴²⁾ 東京家庭裁判所身分法研究会編『家事事件の研究(2)』·前掲注(41)328頁(野 田愛子執筆)。

ているので、委任者の地位は成年被後見人の相続人へと承継されることとなり、同人にとって不利と考えられる内容の死後事務委任契約は651条に基づき即刻解除されてしまうのではないかという問題がある。これについて、成年被後見人の相続人は既に死亡している委任者である成年被後見人が締結した契約を尊重すべきであり、成年被後見人の相続人にとって死後事務委任契約の内容が過大な負担を強いるものでなければ、原則として、解除権行使は制限されると解される⁽⁴³⁾。

このように考えると、受任者である成年後見人であった者による財産管理事務は、成年被後見人の死亡によって開始され、当該契約の内容となっていた委任事務の完了、または委任契約の終了事由(場合によっては認められる相続人の任意解除権行使を含む)の発生まで継続しなければならない。

2 善処義務

善処義務において、成年後見人であった者は、成年被後見人の死亡後から成年被後見人の相続人が相続財産を管理できるようになるまで財産管理事務をしなければならないと考えられる。

善処義務は、成年被後見人が死亡したことで急迫な事情が存するために 成年後見人に課される義務であり、特に、相続財産の財産状況の悪化とい う危険の回避に向けられた必要な処分を内容とする。したがって、成年被 後見人の死亡に伴い急迫な事情(成年被後見人の相続人等が直ちに財産管 理事務をすることができない場面で、成年後見人が財産管理事務を中止す ることによって成年被後見人の相続人等に生じるであろう不測の損害を避 ける必要性があること)が存すると認められる場合には、成年後見人は成

⁽⁴³⁾ さらに、黒田教授は、委任者の地位を承継した相続人だけでなく、受任者である 成年後見人も原則として解除することができないと考えている(黒田・前掲注 (11) 「死後の事務」68頁)。

年被後見人の死亡後も財産管理事務を継続しなければならない⁽⁴⁴⁾。また、 成年後見人に善処義務が課されるのは、成年被後見人側、特に成年被後見 人の相続人の利益関係に危険状態が存するからであるため、この危険状態 を脱したときに成年後見人による財産管理事務は終了することとなる。

3 事務管理

事務管理において、成年後見人であった者は、成年被後見人の死亡後に 相続財産の財産管理事務を開始したときから成年被後見人の相続人が相続 財産を管理できるようになるまで財産管理事務をしなければならないと考 えられる。

事務管理は、本人と事務管理者との間に権利義務関係が存在しなくとも 認められるため、成年後見人であった者が成年被後見人の死亡後において 相続財産の財産管理事務を行なうことができる。そして、成年後見人で あった者が事務管理者として相続財産の財産管理事務を開始すると事務管 理は開始すると考えられる⁽⁴⁵⁾。なお、成年後見人であった者は成年被後見 人の生存中から財産管理事務を行なってきた者であることから、成年後見 人であった者が事務管理者として相続財産の財産管理事務を行なう場合に

- (44) 善処義務の一環として、成年後見人が財産管理事務を継続しなければならない としても、従前の財産管理事務と全く同一ではないと考えられるという点には注意 が必要であろう。上述したように、成年被後見人の生存中は、成年被後見人の意思 を尊重しつつ成年後見人にふさわしい事務を行なわなければならないのに対し、成 年被後見人の死亡後において善処事務の一環として行なう相続財産の財産管理事務 は、成年被後見人側に不測の損害、特に、相続財産の財産状況が悪化することを防 ぐことを目的としている。すなわち、成年後見人の生前と死後とでは、成年後見 人が行なうべき財産管理事務の内容は全く同一とはいえないと考えられる。そのた め、成年被後見人の死亡にともない成年後見人に課される善処義務の一環として認 められる財産管理事務は、成年被後見人の生前とは内容が異なりうると考えられる ことから、本稿では成年被後見人の死亡後から開始するとした。
- (45) 相続財産の財産管理事務を事務管理として行なう場合、この行為は、上述したよ うに、相続人の利益に適合する方法で行なわなければならないと考えられる。すな わち、ここでの事務は客観的他人の事務と解されることから、事務管理の開始時は 成年後見人であった者による事実上の事務処理開始時点であると考えられる(谷口 編・前掲注(29)『注民(18)』222頁(金山正信執筆))。

も、一定の継続性を認めることができると考えられる⁽⁴⁶⁾。また、成年後見人であった者が成年被後見人の死亡後も事務管理者として財産管理事務を行なう場合、事務管理者は成年被後見人の相続人若しくは同人の法定代理人が管理をすることができるに至るまで財産管理事務を継続しなければならないが(700条本文)、当該財産管理事務の継続が成年被後見人の相続人の意思に反すること、または成年被後見人の相続人に不利であることが明らかであるときは直ちに中止しなければならない(同条ただし書き)。

4 相続財産の管理

相続財産の管理において、成年後見人であった者は、成年被後見人の死亡後、家庭裁判所によって管理者として選任されてから法定期間の経過、家庭裁判所による管理人の改任、または管理人がその任務を辞するまで財産管理事務をしなければならないと考えられる。

相続財産の管理は、利害関係人または検察官の請求によって相続財産の保存に必要な処分の一環として家庭裁判所が管理人を選任することで、相続財産の財産管理事務を開始することとなる(918条2項)。そして、管理人による財産管理事務は、相続人による承認もしくは放棄するかの熟慮期間(915条以下)が経過するまで、家庭裁判所が管理人を改任するまで(家事審判規則32条1項)、または管理人がその任務を辞するまで(同条2項)、継続されなければならない。

⁽⁴⁶⁾ 事務管理を用いて、成年後見人であった者が財産管理事務を行なうとしても、従前の財産管理事務とは内容が大きく異なると考えられるという点には注意が必要であろう。上述したように、成年被後見人の生存中は、成年被後見人の意思を尊重しつつ成年後見人にふさわしい事務を行なわなければならないのに対し、成年被後見人の死亡後において事務管理者として行なう相続財産の財産管理事務は、相続人の利益に適合する方法で行なわれなければならない。すなわち、成年被後見人の死後においては、成年後見人であった事務管理者が行なうべき財産管理事務の内容は、成年後見人として行なってきた財産管理事務の内容と大きく異なることが考えられる。そのため、成年被後見人の死亡後に成年後見人であった者が事務管理者として行なう財産管理事務は、成年被後見人の生前とは内容が異なりうると考えられる。そのため、本稿では成年被後見人の死亡後に成年後見人であった者が相続財産の財産管理事務を開始したときから、事務管理が開始されるとした。

5 各制度の相違点

死後事務委任契約、善処義務、事務管理および相続財産の管理という民法上の制度を用いて、成年後見人であった者が、成年被後見人の死亡後も引き続き財産管理事務を行なう場合、用いる制度によって財産管理事務の期間が異なる。死後事務委任契約を用いる場合には成年被後見人の死亡後から当該契約の内容に応じた委任事務の実現まで(場合によっては、成年被後見人の相続人による任意解除権の行使まで)、善処義務を用いる場合には成年被後見人の死亡後から成年被後見人の相続人が相続財産を管理できるようになるまで、事務管理を用いる場合には成年被後見人の死亡後から成年被後見人の相続人が相続財産を管理できるようになるまで(場合によっては、特に、成年被後見人の相続人の意思に反すること、または同人にとって不利であることが明らかとなったときまで)、相続財産の管理を用いる場合には家庭裁判所によって管理人として選任されてから法定期間の経過まで(場合によっては、家庭裁判所による管理人の改任、または管理人がその任務を辞するまで)、ということとなると解される。

これらの相違は、各制度で認められる権限の存続期間の相違から導き出されると考えられる。まず、死後事務委任契約において、当該契約は委任者である成年被後見人が死亡した後も有効であると解されていることから、原則として、当該契約に従い、成年被後見人の死亡後から当該契約に応じた委任事務を行なう間は、当該契約の受任者としての権限が存続することとなる(場合によっては、成年被後見人の相続人による任意解除権が行使されるまで)と解される。ついで、善処義務は、急迫な事情、特に成年被後見人の死亡によって同人の相続人の利益関係に危険状態が存するために認められる義務であることから、成年被後見人の死亡後から同人の相続人の利益関係に存する危険状態を脱するときまで、善処義務の範囲内に限り、成年後見人としての権限が存続することとなると解される。また、事務管理においては、客観的他人の事務と解される相続財産の財産管理事

務を開始したときに事務管理者の権限が生じると解され、700条に従って 当該権限が消滅する。最後に、918条2項に従った相続財産の管理におい ては、同項に従って、利害関係人または検察官の請求によって相続財産の 保存に必要な処分の一環として、家庭裁判所が成年後見人であった者を管 理人に選任することで、同人は管理人としての権限を得ることとなる。こ の権限は、熟慮期間(915条以下)が経過するまで(場合によっては、家 庭裁判所による管理人の改任、または管理人がその任務を辞するときま で)存続することとなる。

第4節 まとめ

以上、成年被後見人の死亡後に成年後見人であった者が相続財産の財産 管理事務を行なう場合、利用する制度によって同人の職務の範囲が異なる ことから、財産管理事務の範囲および期間にいかなる相違があるのかにつ いて検討した。その結果、成年被後見人の死亡後において成年後見人で あった者に認められる財産管理事務の範囲および期間に相違があることが 明らかとなった。要約すると以下の通りである。

死後事務委任契約においては、当該契約の受任者としての権限が認められることから、契約内容に従った範囲に限って財産管理事務が認められ、 その期間は契約によって定まることとなる(場合によっては、成年被後見 人の相続人による任意解除権の行使によって終了する)と解される。

善処義務においては、成年被後見人の死亡後であっても急迫な事情が存するために成年後見人としての権限の存続が認められることから、相続財産を相続人に引き渡すまで財産状況の悪化を回避するのに必要な処分に限って財産管理事務が認められ、その期間は、成年被後見人の死亡後からそのような危険状態を脱するときまでと解される。

事務管理においては、本人、特に成年被後見人の相続人の意思・利益に 最も適合する内容に限って事務管理者としての権限が認められることか

ら、当該範囲の限りで財産管理事務が認められ、その期間は、財産管理事 務に着手したときから700条に従ったときまでと解される。

918条2項に従った相続財産の管理においては、家庭裁判所による相続 財産の保存行為の一環として管理人が選任されることで、管理人として の権限が認められることから、相続人が確定するまでの相続財産の現状を 保存するのに必要な範囲に限って財産管理事務が認められ、その期間は、 918条2項に従って管理人として選任されてから熟慮期間(915条以下) が経過するまで(場合によっては、家庭裁判所による管理人の改任、また は管理人がその任務を辞するまで)と解される。

このように、いずれの制度を利用したとしても、成年後見人であった者 は善良なる管理者としての注意をもって財産管理事務を行なうことが認め られるが、成年後見人であった者の職務の範囲によって、成年被後見人の 死亡後において行なうことのできる財産管理事務の範囲および期間に相違 が存在することとなる。

終章 むすびに

これまで検討してきたように、成年後見人であった者が、成年被後見人 の死亡後の財産管理事務を行なう場合、利用する制度によって同人の職務 の範囲が異なるため、当該事務の範囲および期間が異なるので、相続財産 の利害関係人は自身の立場を考慮していかなる制度を用いるべきかを選択 する必要があろう(47)。

なお、現在、民法改正の動きがあり、それによれば成年被後見人の死亡 後に、同人の相続人の意思に反することが明らかでないとき、成年後見人 は相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為や、相続財産に属する 債務の弁済などを行なうことができるようにするようである⁽⁴⁸⁾。この民法

⁽⁴⁷⁾ 本稿では、特に触れなかったが、各制度では成年後見人であった者が財産管理事 務を行なったときの報酬請求権にも差異が存在することには、注意が必要であろう。

⁽⁴⁸⁾ 平成27年8月21日に開催された、「成年後見制度利用の促進に関する法律案」に

改正が首尾よく成立したならば、成年被後見人死亡後の成年後見人による 財産管理が容易に認められることとなる。しかし、この改正が成立したと しても、成年後見人の財産管理権は相続財産の保存行為と債務の弁済に限 定されており、従前の財産管理行為等を継続することができないことも考 えられることから、本稿で検討した民法上の各制度との整合性について、 さらに検討する必要があろう。

また、今日においては、任意後見契約や信託を利用することも考えられよう。これらについて、本稿では論じることができなかったが、制度趣旨とともに、職務の範囲に着目して、成年被後見人の死亡後の財産管理事務のあり方を理論的に明らかにしなければならないと考えられる。

さらに、本稿では、各制度を単独で用いることを前提に検討してきたが、実務上は各制度が同時に用いられていることも考えられる。このような場合においては、職務の範囲が重複することが考えられることから、どの制度が優先的に扱われるのかなど各制度の整合性について検討しなければならないであろう。

最後に、今日のわが国はすでに超高齢社会に突入していることから、高齢者の死後の財産管理をどのように行なうことができるのかに関心が集まることは当然であろう。実務上は手探りでありながらも確実に事件を処理

ついての自民党・公明党合同報告会で提出された、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(素案)」によれば、873条の次に次の1条を加える提案がなされている。

「(成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限)

第八百七十三条の二

成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる項をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 二 相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る。)の弁済
- 三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為(前二号に掲げる行為を除く。)|

してきているのに対して、理論的に解明されるべき問題点は少なくない。 本稿がこの点につき多少とも資することとなれば幸いである。

(本学法学部講師)